○日向市自殺対策推進協議会設置要綱

令和元年 7月18日 告示第145号

改正 令和3年4月1日告示第109号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、関係機関、関係団体等が連携し、総合的かつ 効果的な自殺対策の推進を図るため、日向市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
 - (2) 日向市自殺対策行動計画の推進及び進捗状況の評価に関すること。
 - (3) 自殺対策の取組の成果の検証に関すること。
 - (4) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の役員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から、翌年度の末日までとする。ただし、再任を 妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長とする。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決とするところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、 又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康長寿部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第109号)

この告示は、公表の日から施行する。